

県民歯科保健基礎調査実施要項

1 調査目的

本調査は、「第二次茨城県歯科保健計画」における歯科保健目標、歯科保健水準指標及びリスク低減指標の進捗状況把握の基礎資料及び具体的施策の検討資料として活用することを目的とする。

2 実施主体

茨城県

3 調査内容及び対象者

調査内容及び対象者は次のとおりとする。

(1) 成人を対象とした調査

調査対象の市町村から層化無作為抽出により抽出された平成17年4月1日現在40歳・50歳の男女1,780人,64歳・80歳の男女1,220人計3,000人を対象に歯科保健に関する意識,歯科保健習慣,歯周病の状況等についての実態を調査する。

【対象数の考え方】

40歳・50歳の男・女

$(50人 \times 2(40歳・50歳) \times 2(男・女) \times 8(市) = 1,600人)$

$(45人 \times 2(40歳・50歳) \times 2(男・女) \times 1(町) = 180人)$

64歳・80歳の男・女

$(35人 \times 2(64歳・80歳) \times 2(男・女) \times 8(市) = 1,120人)$

$(25人 \times 2(64歳・80歳) \times 2(男・女) \times 1(町) = 100人)$

(2) 12歳児を対象とした調査

無作為に抽出された県内中学校の1年生の1割とし,歯科保健に関する習慣,歯肉炎の状況について実態を調査する。

【対象数の考え方】

平成17年度中学入学者数29,774人×1割 3,000人

(3) 幼児を対象とした調査

原則として,県内市町村の平成18年2月以降に実施する3歳児健康診査の第1回目,第2回目の受診者全員を対象とし歯科保健習慣等についての実態を調査する。

対象数の考え方:60.8人×50(市町村) 3,000人

3歳児健康診査受診者数 30.4人/1回あたり(平成16年度実績)

4 調査対象地区

(1) 成人を対象とした調査

住民基本台帳管理を(株)茨城計算センターに委託している市町村のうち,各二次保健医療圏ごとに代表する市町村1カ所を選定する。

水戸保健医療圏内・・・茨城町

常陸太田・ひたちなか保健医療圏内・・・常陸大宮市

日立保健医療圏内・・・日立市

鹿行保健医療圏内・・・鹿嶋市

土浦保健医療圏内・・・土浦市

つくば保健医療圏内・・・つくば市

取手・竜ヶ崎保健医療圏内・・・取手市

下館・岩瀬保健医療圏内・・・結城市

古河・総和保健医療圏内・・・坂東市

- (2) 1 2 歳児を対象とした調査
県内の中学校を対象とする。
 - (3) 幼児を対象とした調査
県内市町村を対象とする。
- 6 調査対象者抽出方法
- (1) 成人を対象とした調査
茨城県が、調査対象市町村の住民基本台帳から抽出する。(委託契約実施)
なお、抽出にあたっては当該市町村の了承を得る。
 - (2) 1 2 歳児を対象とした調査
茨城県が、県内の中学校の中から無作為に抽出する。
 - (3) 幼児を対象とした調査
県内市町村の平成 1 8 年 2 月以降に実施する 3 歳児健康診査の第 1 回目、第 2 回目の受診者全員とする。
- 7 調査の実施方法
- (1) 成人を対象とした調査
保健予防課で実施(委託契約実施)
 - ・郵送による調査とする。
 - ・調査票は、対象者から返送してもらい回収する。
 - ・回収率向上のため、調査対象者に対するはがき等による協力要請を実施する。
 - (2) 1 2 歳児を対象とした調査
保健予防課から該当中学校に調査票及び集計表を送付し、調査する。
 - (3) 幼児を対象とした調査
市町村から 3 歳児健康診査受診者の保護者に調査票を送付し、調査票の記入を依頼する。
- 8 調査時期
平成 1 8 年 2 月及び 3 月とする。
- 9 集計・分析
調査の集計・分析は県が行い、県が主催する「茨城県 8 0 2 0 ・ 6 4 2 4 運動推進協議会」等において調査結果の検証を行うとともに当該調査結果は市町村に還元する。
- 1 0 その他
市町村から提供を受けた対象者名簿の秘密保護については、万全を期すると共に当該事業以外の目的には使用しない。